



岐 阜 労 働 局 発 表 平成24年10月29日(月)

世界
時期

地方短時間
一次等室長
一級

## 育児・介護休業規定整備相談会を開催します!!

従業員100人以下企業で高い指導割合一育児・介護休業法の施行状況一

労働者の仕事と家庭の両立を図ることを目的として、改正育児・介護休業法が平成22年6月30日から施行されています。このうち、労働者数100人以下の企業においては、①育児のための短時間勤務制度、②所定外労働の制限、③介護休暇制度の適用が猶予されていましたが、平成24年7月1日から全面施行されています。

岐阜労働局では、岐阜県内の企業を訪問し、規定整備の状況を把握し、法に沿って規定が整備されていない場合には、是正指導を行っていますが、平成24年度上半期に実施した指導状況を見ると、特に労働者数100人以下の企業において、改正のあった制度について規定整備の指導を行った企業の割合(以下、「指導率」という)が90.6%と極めて高いことが明らかになりました。

岐阜労働局では、育児・介護休業法に基づく規定整備を促し、希望する労働者が円滑に制度を利用して、仕事と育児・介護との両立を図ることができるよう、労働者数100人以下の企業を主な対象として、「育児・介護休業規定整備相談会」を県内5か所で開催することといたしました。

開催地	開催日	場所		
関	平成24年12月3日(月)	関労働 <u>基準監督署会</u> 議室		
多治見	平成24年12月4日(火)	多治見労働基準監督署会議室		
大垣	平成24年12月5日(水)	大垣労働基準監督署会議室		
高山	平成24年12月6日(木)	高山労働基準監督署会議室		
岐阜	平成24年12月3日(月)~平成24年12月7日(金)	岐阜労働局4階相談ブース		

開催時間は10時~16時(高山は10時30分~15時30分)。

< 申 込>原則、事前予約制。岐阜労働局雇用均等室へ申込。参加無料。

※ 相談会開催情報の事前報道についてよろしくお願いいたします。

## 育児・介護休業法の施行状況

## 1 育児・介護休業法に基づく規定整備の状況

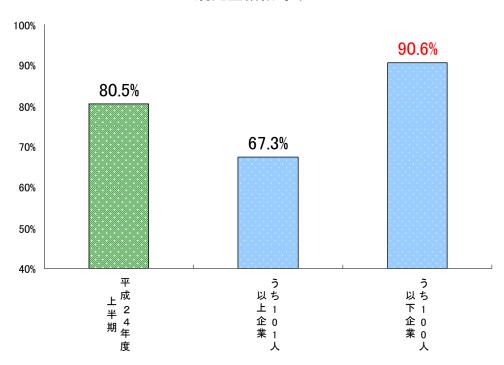
## -【ポイント】-

- ◆ 平成24年度上半期訪問企業に対する指導率は80.5%
- ◆ <u>規模別に見ると、101人以上企業は67.3%であるが、100人以下企業で90.6%と高</u> い指導率

○雇用均等室では、各企業での育児・介護休業制度等の定着を目的として計画的に県内の 企業を訪問し、育児・介護休業制度等に係る規定の整備状況及び運用状況について報告の 徴収(以下、「報告徴収」という)を実施しています。法に沿った規定が整備されていない 又は法に違反する運用等がある場合は、助言・指導を行い、その是正・改善を求めていま す。

〇今年度上半期(4月~9月)は113社に報告徴収を実施し、91社に規定整備指導を行い、指導率は80.5%となっています。これを規模別に見ると労働者数101人以上企業の指導率67.3%に対し、労働者数100人以下企業では90.6%と高い指導率です。

### 規定整備指導率



○労働者数100人以下企業の指導率を項目別で見ると、特に育児休業制度(64.1%)、 育児のための時間外労働の制限(57.8%)、子の看護休暇制度(54.7%)、育児の ための所定労働時間の短縮措置等(51.6%)で高い割合となっています。

		平成 24 年度上半期			
	事項 指導 件数		指導率	うち 100 人以下 企業 指導件数	うち 100 人以下 企業 指導率
	育児休業制度	55	48.7%	41	64.1%
	子の看護休暇制度	46	40.7%	35	54.7%
李	所定外労働の制限	4	46 40.7% 4 4.7% 53 46.9% 2 1.8% 51 45.1% 0 0.0% 11 11.5%	1	2.8%
育児関係	時間外労働の制限	53	46.9%	37	57.8%
	深夜業の制限	2	1.8%	0	0.0%
	所定労働時間の短縮措置等	51	45.1%	33	51.6%
	休業期間等の通知	0	0.0%	0	0.0%
	小計	46   40.7%   35     4   4.7%   1     53   46.9%   37     2   1.8%   0     51   45.1%   33     0   0.0%   0     211   147     13   11.5%   9     3   3.5%   1     2   1.8%   1     2   1.8%   1     12   10.6%   10     0   0.0%   0			
	介護休業制度	13	11.5%	9	14.1%
介	介護休暇制度	3	3.5%	1	2.8%
	時間外労働の制限	2	1.8%	1	1.6%
介護関係	深夜業の制限	2	1.8%	1	1.6%
係	所定労働時間の短縮措置等	12	10.6%	10	15.6%
	休業期間等の通知	通知 0 0.0%	0	0.0%	
	小計	32		22	
	職業家庭両立推進者	36 31.9% 20 31.39		31.3%	
	計			189	

※平成24年度の「所定外労働の制限」及び「介護休暇制度」の指導率の母数(報告徴収の件数)は、 平成24年6月30日までの適用猶予企業を除いています。

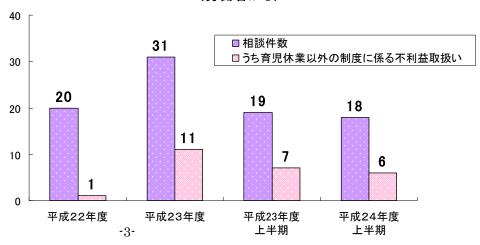
## 2 相談の状況

## 【ポイント】-

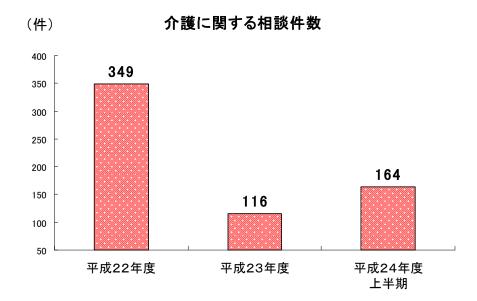
- ◆ 労働者からの育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談は増加傾向
- ◆ 介護に関する相談件数は大幅に増加

○「育児休業等を理由とする不利益取扱い」(解雇、パートへの身分変更等)に関する労働者からの相談は昨年度(31件)大幅に増加し、今年度上半期も18件と、昨年度同期(19件)とほぼ同水準にあります。

#### (件) 育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する相談件数 (労働者から)



○介護に関する相談件数は、平成23年度は減少したものの、今年度上半期だけで164件と昨年度の相談件数を上回っています。



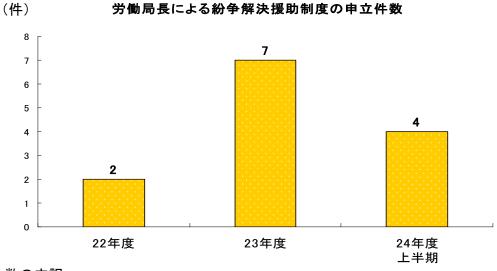
## 3 紛争解決援助制度の状況

# - 【ポイント】―――

## ◆労働局長による紛争解決援助の申立件数は増加傾向

紛争解決援助制度の申立件数は平成24年度上半期で4件。昨年度は7件で、増加傾向にある。

※労働局長による紛争解決援助制度は平成21年9月から創設された。



#### 申立件数の内訳

事項	22 年度	23 年度	24 年度 上半期
育児休業	1	3	1
育児休業等に係る不利益取扱い	1	3	2
介護休業等に係る不利益取扱い	0	1	0
配置に関する配慮	0	0	1
計	2	7	4

## 4 今後の取組み

○労働者数100人以下企業において、改正育児・介護休業法に基づく規定整備が遅れていることから、規定整備相談会を開催し規定整備の促進を図るとともに、引き続き労働者数100人以下企業を中心に計画的な報告徴収を実施します。

○労働者から育児休業等を理由とする不利益取扱いの相談が多く寄せられていることから、 相談者の立場に意を払いつつ、法違反がある場合は事業主に対する指導を厳正に行うととも に「労働局長による紛争解決援助」及び「調停」の活用を促し、解決を図っていきます。